

様式第2号（第3条関係）

平成29年7月27日

篠山市議会議長 様

会派名 高志会
代表者名 木戸貞一
又は会派無所属議員の氏名



政務活動報告書

この度の政務活動を下記のとおり報告します。

記

1. 活動の種類： 視察調査 ・ 研修 ・ 広報広聴活動
その他（ ）
2. 活動期間： 平成29年7月13日（木）
3. 場所： 東京都 衆議院会館
4. 活動者： 恒田正美 1名
5. 活動の概要： 別紙
6. 考察： 別紙
7. 活動に要した費用：

費目	詳細	金額	備考
調査旅費	電車賃	28,850	

「産地表示及び地域団体商標」及び「移住・交流ガーデン」東京における各都道府県のアンテナショップの現状についての調査報告書

「産地表示及び地域団体商標」について

日 時：平成29年7月13日（木）

場 所：衆議院会館・濱村進衆議院議員事務所

対応者：経済産業省 特許庁 審査業務部 商標課

課長補佐 荻野 瑞樹

経済産業省 特許庁 審査業務部 商標課 企画調査班

企画調査係長 小岩井 陽介

消費者庁食品表示課

衛生調査官 川口 貢

出席者：高志会 恒田 正美

調査の目的

篠山市は現在、複数の地域団体等からの要望により市名変更の検討を行っている。要望団体によると、隣接する自治体が丹波市と命名、誕生したことにより、これまで篠山市域を指していたはずであった「丹波篠山」の固有名詞が、どこを指しているのか分かりにくくなってきているとのことである。また、消費者が食品を購入する際、内容を正しく知ることや安全性を確保し、適切に商品を選択できるよう、農産物の原産地表示が厳格化されてきているのではないか。これまで使用されてきた丹波篠山産が認められなくなり、将来的には基礎自治体名である篠山市産と表示しなければならないとの危機感を抱かれている。将来的には、篠山市において地域団体商標にも影響を及ぼす可能性もあるのではと危惧され、「丹波篠山」が使用できなくなる旨の発言もされている。

このように市名変更に関する様々な議論が行われる中、市名変更に係る判断基準として、重要な事項である「産地表示」や「地域団体商標」の見識を深めること目的とする。

・説明内容

☆ 原産地表示について

○食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）（抄）

—生鮮食品・原産地—

（横断的義務表示）

第18条

一 農産物

国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては市町村名そのほか一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般

に知られている地名をもってこれに変えることができる。

☆ 地域団体商標について

・商標登録による権利を持った団体（構成員含む）以外の者が当該商標を使用していることが発覚した場合、権利団体は、民事・刑事の両面から不正使用者に対抗できる。

→このことから、「丹波篠山黒豆」や「丹波篠山牛」を農協以外の他者が使用した場合には、農協は対抗できる

（地域団体商標制度とは別に、丹波篠山に住するものが「丹波篠山」の名称を使うことは自由であり、制限する根拠はない。将来もこれまでどおりである。）

・質疑応答

問、農産物の原産地について「一般に知られている地名」とは具体的にどのようなものか。

答、「丹波篠山」は⑤適用し使用することが出来る。資料1-3

- ① 郡名（例 秩父郡）
- ② 島名（例 屋久島）
- ③ 一般に知られている旧国名（例 丹波、土佐等）
- ④ 一般に知られている旧国名の別称（例 信州、甲州等）
- ⑤ そのほか一般に知られている地名（例 房総、（地域名））

問、「丹波篠山」を商品パッケージの表に書くことをこれからも続けられるか。

答、この場合の丹波篠山は地域団体商標とは違うと考えられ限られた者だけが使うというのではなく、広く使用できる。逆に皆が丹波篠山を使用してはいけないという根拠がない。

・考察

市名変更を議論するにあたり、「原産地表示」と「地域団体商標」の制度を理解し混同せず議論することが必要と考える。また、地域ブランドとか市名というような表面だけの言葉でなく、ブランドの価値を高めるための取り組みも併せて充実させていくことが重要である。今後も市名変更に関する調査研究を深め、市政発展に向けたより良い判断できるように努めたい。

「移住・交流ガーデン」東京における各都道府県のアンテナショップの現状について

日 時：平成29年7月13日（木）

場 所：東京都中央区京橋 1 - 1 - 6 越前屋ビル 1 階

調査の目的

東京一極集中から地方への人口移動が進められる中、東京での地方自治体の情報発信活動がどの様にされているかの調査を目的とする。

・現状

総務省が地方創生、移住支援のため、一般社団法人 移住・交流推進機構（JOIN）が東京駅八重洲口近くにセンターを平成 27 年 3 月 25 日にオープンした。センターには、47 都道府県のコーナーが設置され観光パンフや自治体情報誌などが置かれ、また空きスペースでは季節イベントも開催されるとのことであった。常設の PC では各地域の移住を進める情報等が発信されていたが篠山市の情報発信は行われていなかった。

・考察

東京では国の施策として地方に目を向けられるように取り組まれている。遠方でもあり独自でこのような施設を持つことができない篠山市、ネット社会でのツールをもっと有効活用して篠山市の良さを伝え、来篠してもらえるよう魅力ある情報を発信する必要があると考える。

●産地表示の問題について

視察で確認できたことは、国（消費者庁）は、産地表示の基準については、これまでもこれからも変化はないということである。2015年の食品表示法の改正の大きなポイントは、加工食品の栄養表示が義務化されることで、産地表示の基準については変更がなく、特段の指導も行っていないとの事であった。

つまり、丹波篠山産という表示がこれまでは使えていて、今後使えなくなるとすれば、それは県の指導ということになる。国としては、一般に知られている名前であれば、当然使用は可能ということで、丹波篠山という名称がこれまでは認知されてきて、いつから曖昧になって産地表示として相応しくなくなるのかという部分について、県の指導の根拠を確認する必要がある。

また、枠囲いの一括表示以外は、任意表示となり、枠外に丹波篠山産という表記をすることに問題はない（米を除く）ということを確認した。

●地域団体商標の問題について

商標登録に際しては、特に認証基準に変更はないことが確認できた。また、丹波篠山という名称については、特定の団体ではなく、誰もが使える名称であるという理由で、地域団体商標に丹波篠山を用いた産物を登録するのはハードルが高いという回答を得た。

つまり、丹波市と篠山市の地名の問題ではなく、商標として名称を独占できるかという問題である。

このことから、現在の「丹波篠山黒豆」「丹波篠山牛」について、今後、丹波篠山がどこを指すかという問題を理由に商標登録を外れることはないものと考えられる。

領 収 書

様

Receipt

領収年月日 2017.-7.13

金額 ￥28,680 (消費税等込み)

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(西日本旅客鉄道株式会社 1枚)

篠山口駅

篠山口駅F発行

00147-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済



東京メトロ

領 収 書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: ぎっぷ

¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2017年07月13日

時刻

11時48分

印紙税申告納
付につき東京上野
税務署承認済

伝票番号: 59577

東京地下鉄株式会社
東京駅 券07発行